

## 建設工事等競争入札心得

### (趣旨)

第1 この心得は、潟上市が発注する工事、修繕又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加してください。

### (法令等の遵守)

第2 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、潟上市契約規則その他の法令等並びにこの心得、入札公告事項、指名競争入札執行通知書において指示された事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

### (施工条件等の熟知)

第3 原則として現場説明会は行わない。入札参加者は、契約担当者から明示された仕様書、設計書及び図面等による施工条件及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

### (質疑)

第4 入札参加者は、入札説明書及び仕様書その他において質疑のある場合は、入札公告又は指名競争入札執行通知書等において定められた日までに文書により契約担当者に質問できるものとする。

### (入札への参加者)

第5 次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者
- (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

### (入札保証金)

第6 入札参加者は、入札前に潟上市契約規則で定める有価証券等をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
  - (2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
  - 3 入札保証金には、利子を付さない。

#### (入札の辞退)

- 第7 入札参加者は、入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札の執行前には入札辞退届を契約担当者に持参又は郵送により提出し、入札執行中には入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければならない。ただし、電子入札においては、各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。
  - 3 入札を辞退した者がこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものでない。

#### (公正な入札の確保)

- 第7の2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、見積内訳明細書その他入札執行者に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行っ  
てはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
  - 3 入札参加者は、入札案件に関する非公表情報を市職員から聞き出そうとするなどの入札制度の公平性、透明性及び競争性を損なう不当な働きかけは行っていない。

#### (入札の取止め等)

- 第8 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その

執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

第9 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合がある。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穏な行動をなす者

(入札)

第10 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において、又は指定した日時までに、入札書を提出又は入札箱へ投入しなければならない。この場合において入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)を承諾の上、入札しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、又は契約担当者の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによる。
- 3 代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札書の金額の記載については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。
- 6 予定価格を事前に公表している工事、修繕、設計、調査及び測量等並びに当該入札を公正に執行するために必要があると市長が認めた場合は、入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳明細書を提出しなければならない。
- 7 複数の物品により構成される総額契約における入札書の金額は、後に個々の物品価格が特定できる金額とすること。

(入札書の書換等の禁止)

第11 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

(無効の入札)

第12 次の事項に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 見積内訳明細書の提出が必要な入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
  - ア 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
  - イ 入札の件名の記載がないもの
  - ウ 工事価格等の記載がないもの又は工事価格等と入札金額が異なるもの
  - エ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (10) 再度入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（開札）

第13 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者（郵便入札及び電子入札システムにより入札した者を除く。）は開札に立ち会わなければならない。

（落札者の決定）

第14 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは直ちに口頭、書面又は電子入札システムにより、その旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて（郵便入札による場合は、別に定めるくじの方法により）落札者を定める。ただし、電子入札においては、くじは電子入札システムによる抽選により行う。

2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第16 入札執行者は、開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに又は別に日時を指定して再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表しているものについては、再度の入札は行わないものとする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第12第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者

(2) 第12第11号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

3 第7及び第8の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(随意契約の実施)

第17 入札執行者は、再度の開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、最低の価格が予定価格に近似値であり、かつ、改めて入札手続きをすることが公共の利益を損なうおそれがあると認められたときは、随意契約を実施する場合がある。

(契約保証金)

第18 落札者は、契約書の提出と同時に請負金額の10分の1（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証を付さなければならない。ただし、請負金額が500万円未満の工事及び工事以外については契約の保証を免除する。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) 銀行又は保証事業会社の保証

(4) 公共工事履行保証証券による保証

(5) 履行保証保険契約の締結

2 契約保証金は、契約者の義務履行時に還付する。ただし、契約の定めるところ

により契約不適合責任期間の満了までその全部又は一部の還付を留保される場合がある。

(契約書の提出)

第19 契約書又は請書を作成する場合には、落札者は契約書等に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

(異議の申立て)

第20 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第21 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守し、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

(平成17年3月22日施行)

(平成26年4月1日改訂)

(平成27年4月1日改訂)

(平成29年1月1日改訂)

(平成30年4月1日改訂)

(令和元年10月1日改定)

(令和6年4月1日改定)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である若しくは暴力団又は暴力団員が法人等の経営に実質的に関与している。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。